野田都市計画事業野田市駅西土地区画整理事業施行に関する条例及び野田市景観条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和８年９月３０日

野田市長　　鈴　木　　有

野田市条例第２７号

野田都市計画事業野田市駅西土地区画整理事業施行に関する条例及び野田市景観条例の一部を改正する条例

（野田都市計画事業野田市駅西土地区画整理事業施行に関する条例の一部改正）

第１条　野田都市計画事業野田市駅西土地区画整理事業施行に関する条例（平成１８年野田市条例第１８号）の一部を次のように改正する。

第２２条中「第９１条第３項」を「第９０条の２」に改める。

（野田市景観条例の一部改正）

第２条　野田市景観条例（令和７年野田市条例第２０号）の一部を次のように改正する。

第３条第４項中「同条第７項各号」を「同条第８項各号」に改める。

第４条中「第１６条第７項第１１号」を「第１６条第８項第１２号」に改める。

附　則

この条例中第１条の規定は都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和８年法律第２３号）附則第１条第２号に掲げる規定の施行の日から、第２条の規定は同法の施行の日から施行する。